

静岡県告示第1号

静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置及び管理に関する条例（平成2年静岡県条例第15号）第11条第1項の規定により、静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年1月4日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
静岡県立水泳場	静岡市駿河区国吉田 五丁目1番1号 公益財団法人 静岡県スポーツ協会内	静岡県スポーツ協会グループ 代表団体 公益財団法人静岡県スポーツ協会 代表理事 中谷 多加二	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
静岡県富士水泳場	静岡市葵区鷹匠 二丁目23番9号 静岡ビル保善株式会社 内	静岡県富士水泳場マネジメントグループ 代表団体 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

=====

静岡県告示第2号

静岡県武道館の設置及び管理に関する条例（平成14年静岡県条例第7号）第11条第1項の規定により、静岡県武道館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年1月4日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
静岡県武道館	静岡市駿河区国吉田 五丁目1番1号 公益財団法人 静岡県スポーツ協会内	静岡県スポーツ協会グループ 代表団体 公益財団法人静岡県スポーツ協会 代表理事 中谷 多加二	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで